

補助金等一覧表

○市民の皆さまがご活用できる各種補助金等の概略のみを掲載しております。詳しい事業内容や利用条件等については担当部署へお問い合わせ下さい。

○掲載内容は令和8年4月1日時点のものであり、ご覧いただく時期によっては、事業が終了している場合がございます。（申請額が予算に達した時点で受付を終了いたします。）

ジャンル	補助金等の名称	こんなときに	対象者	補助金等の内容	留意事項	市HP URL ※ある場合のみ	担当部署	担当（電話番号）	
結婚・出産・子育て支援 ・青少年・教育・協働	結婚新生活支援事業費補助金	上尾市で新生活を送るとき	指定期間に結婚し、上尾市内に居住する夫婦の合計所得が5,000,000円未満かつ39歳以下の新婚夫婦	結婚を機に上尾市内で新しく居住する住宅（新居）への引越費用や住宅購入費、家賃などの一部を最大300,000円（29歳以下は最大600,000円）補助します。	郵送および土曜開庁日の申請は受け付けていません。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/304984.html	こども支援課（管理担当）	783-4962	
	1か月児健康診査助成金	委託医療機関外で1か月児健康診査を受けたとき	1か月児健康診査を受診した時に市内に住所がある保護者	健康費用の一部を6,000円を上限に助成します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/388646.html	こども家庭保健課（こども保健センター）	778-8768	
	多胎妊婦健康診査助成金	多胎妊婦が通常の14回分の妊婦健康診査以上に健診を受けたとき	多胎妊娠に関連した妊婦健康診査を受診し、その費用を負担した妊婦	1回の受診につき5,000円を上限とし、最大5回まで助成します。	保険診療で受けた妊婦健康診査は対象外です。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/337167.html	こども家庭保健課（こども保健センター）	778-8768
	不妊検査費・不育症検査費助成金	夫婦が共に不妊検査を受けたとき、不育症検査を受けたとき	検査開始時の妻の年齢が43歳未満の夫婦	検査開始時の妻の年齢が35歳未満の方は上限30,000円、43歳未満の方は上限20,000円を助成します。	1組の夫婦につき1回限り助成します。（申請期間は検査期間の終期の属する年度内。ただし、この年度の1月1日から3月31日までの間に検査の終期が属するものについては、翌年度6月30日まで）		【不妊検査費助成金】 https://www.city.ageo.lg.jp/page/03011703170120190319.html 【不育症検査費助成金】 https://www.city.ageo.lg.jp/page/0301201603230120190319.html	こども家庭保健課（こども保健センター）	778-8768
	低所得妊婦初回産科受診料助成金	低所得世帯の方が妊娠判定のために産科受診をしたとき	市民税が非課税である世帯、生活保護法による被保護世帯	妊娠判定のために受けた初回産科受診料（10,000円を限度に1回限り）を助成します。	初回の産科受診日から1年以内の申請となります。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/362076.html	こども家庭保健課（こども保健センター）	778-8768
	妊産婦・新生児聴覚検査等助成金	委託医療機関外で妊産婦健康診査、新生児聴覚検査を受けたとき	妊産婦健康診査対象者、新生児聴覚検査対象者	里帰り出産などで委託医療機関以外で受けた妊産婦健康診査・新生児聴覚検査（妊婦健康診査助成券に記載された検査項目のみ対象）の費用の一部を助成します。	妊娠が終了した日から1年以内の申請となります。産婦健康診査は、「基本的な健診」と「こころの健康チェック」をともに実施することが必要です。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/030111061001.html	こども家庭保健課（こども保健センター）	778-8768
	こども・若者支援活動応援事業補助金	社会生活を円滑に営む上で困難を有すること こども・若者を支援するとき	こども・若者およびその家族を対象とした支援を実施する団体	補助対象事業（居場所提供事業、就労支援事業、社会生活を円滑に営む上で困難を有すること こども・若者の就労につながる事業）に要する補助対象経費を最大100,000円補助します。	受付開始時にホームページを公開します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/412989.html （予定）	こども家庭保健課	783-4964
	ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金	養育費の取決めに 関する手続きを行ったとき	申請日において、市内に住所を有するひとり親家庭の方で児童扶養手当の支給を受けているまたは児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準にあり、各補助の要件を満たす者	養育費の取決めに係る公正証書等の作成経費・養育費保証契約に係る保証料・裁判外紛争解決手続（ADR）に要した経費の一部（各補助額：上限50,000円）を補助します。	各補助規定日より6か月以内の申請が対象です。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/373447.html	こども支援課（ひとり親支援担当）	775-6819
	奨学金利子支援補助金	利子の奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、その奨学金を返済したとき。	大学等を卒業して奨学金の返済を行っていること、申請時点で上尾市に住んでおり、引き続き住み続ける見込みがあること、市税を滞納していないこと。	前年度に返済した奨学金の利子に対して、年間30,000円を上限として補助します。				教育総務課	775-9469
	こども・若者支援活動応援事業補助金	社会生活を円滑に営む上で困難を有すること こども・若者を支援するとき	こども・若者およびその家族を対象とした支援を実施する団体	補助対象事業（居場所提供事業、就労支援事業、社会生活を円滑に営む上で困難を有すること こども・若者の就労につながる事業）に要する補助対象経費を最大100,000円補助します。	受付開始時にホームページを公開します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/412989.html （予定）	こども家庭保健課	783-4964
協働のまちづくり推進事業補助金	市民活動団体と市が協働のまちづくりの規範となる事業を実施するとき	市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体（応募資格あり）	公益的・社会貢献的な事業であって、市民活動団体と市が協働して行う事業としてふさわしいものを補助します。（対象事業要件あり） 補助金上限額 初年度400,000円（補助率10/10） 2回目350,000円（補助率7/10）	新規事業と継続事業で補助金上限額および補助率が異なります。補助金は同一団体同一事業に対して2回（年1回）までとなります。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/416794.html	市民活動支援センター	778-1810	
健康	人間ドック検診料補助金	上尾市国民健康保険加入者が、人間ドックを受けるとき	上尾市国民健康保険加入者で、検診当日35歳以上であること	上尾市国民健康保険加入者が指定の項目を満たす人間ドックを受けるとき、検診料の一部を補助します。 【実施期間】例年5月1日から翌年2月末 ※指定医療機関以外で受診する場合は、例年4月1日から翌年3月31日 【補助金額】20,000円（ただし検診料が20,000円を超えないときは、検診料の全額） ※指定医療機関で受診の場合は、医療機関でお会計時に、検診料から補助額20,000円を差し引いた額が請求されます。指定医療機関以外で受診の場合は、人間ドック受診後に申請に基づき補助金を指定の口座に振り込みます。	・指定医療機関で受診の方で、ネット決済で検診料を支払う場合は、補助の対象となりません。 ・原則として、指定の項目をすべて同一の医療機関で受診した方に対して行います。また、検査項目を満たしていない場合は、補助の対象外となります。 ・補助は年度内1回に限りです。特定健診（無料）と人間ドックの補助は、いずれも同年度内1回の受診に限りです。重複受診が確認された場合、後日補助金の返還請求を行います。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/302184.html	保険年金課（国保管理・保健担当）	782-6494	
	障害者乳がん検診助成金	重度の身体等の障害により、集団検診での乳がん検診を受診することが困難なとき	40歳から69歳の次の(1)(2)いずれかの女性 (1) 身体障害者手帳の交付を受け、下肢1級および2級、体幹1級および2級、脳病変による運動機能障害1級および2級の者 (2) 療育手帳の◎およびAの者	身体の障害により、集団検診での乳がん検診を受診することが困難な人に、実施医療機関において個別に受診するためのクーポン券を交付します。（ただし定められている医療機関でのみ利用可能）	5月1日から11月30日までの実施ですが、期限近くなると大変混み合い、医療機関が受け入れ出来なくなる場合あり、早めの受診が必要でです。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/shougaisanyuugann.html	健康増進課	774-1411	
	造血幹細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金	造血幹細胞移植により定期予防接種で得た免疫が低下または消失した20歳未満の者が再接種を受けるとき	・再接種を受ける日に、市の住民基本台帳に記録されている20歳未満の者 ・予防接種法施行規則に定められた特定疾病に係る再接種については、再接種を受ける日において次の年齢に達していない者 ・四種混合ワクチン、五種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、Hib感染症） ⇒15歳 ・BCG（結核）⇒4歳 ・ヒブ（Hib感染症）⇒10歳 ・肺炎球菌（小児）⇒6歳	再接種に係る費用を補助します。	再接種を希望する場合は事前に問い合わせが必要です。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/367645.html	健康増進課	774-1414
	定期予防接種助成金	埼玉県内の委託医療機関以外で接種を希望するとき	定期予防接種対象者又はその保護者	里帰り出産などで埼玉県外に長期滞在する場合など、埼玉県内の委託医療機関以外で接種を希望する場合は、償還払いにより接種費用（上限あり）を助成します。	予防接種を行う前に上尾市が交付する「予防接種依頼書」を用意します。助成金交付申請は接種を受けた日の属する年度の末日（3月31日、ただし接種日が2月、3月の場合は、接種日から60日以内）。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/20210401002.html	健康増進課	774-1414
	予防接種健康被害給付金	予防接種後に健康被害が生じ、国の健康被害救済制度の利用を希望するとき	予防接種を受け、健康被害が生じた者	医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金、葬料、介護加算を給付します。	健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市を經由して国から給付が行われます。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/370731.html	健康増進課	774-1414
	後期高齢者人間ドック検診料補助金	上尾市の後期高齢者医療制度加入者が人間ドックを受けるとき	上尾市後期高齢者医療制度加入者であること	上尾市の後期高齢者医療制度加入者が指定の項目を満たす人間ドックを受けるとき、検診料の一部を補助します。 【実施期間】例年5月1日から翌年2月末 ※指定医療機関以外で受診する場合は例年4月1日から翌年3月31日 【補助金額】20,000円（ただし検診料が20,000円を超えないときは、検診料の全額） ※指定医療機関で受診の場合は、医療機関でお会計時に、検診料から補助額20,000円を差し引いた額が請求されます。指定医療機関以外で受診の場合は、人間ドック受診後に申請に基づき補助金を指定の口座に振り込みます。	・指定医療機関で受診の方で、ネット決済で検診料を支払う場合は、補助の対象となりません。 ・原則として、指定の項目をすべて同一の医療機関で受診した方に対して行います。また、検査項目を満たしていない場合は、補助の対象外となります。 ・補助は年度内1回に限りです。同年度中に、後期高齢者健康診査（埼玉県内の他市町村にて受診する場合も含む）・特定健診（国保で実施するもの）・職場の健康診査などを受診する方は、補助の対象になりません。重複受診が確認された場合、後日補助金の返還請求を行います。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/035121033101.html	保険年金課（高齢者医療担当）	775-5125	
	骨髄移植ドナー助成金	勤務先でドナー休暇制度がなく、他の補助金等を受けていないとき	・平成26年4月以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供をした者 ・公益財団法人日本骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者	骨髄等の提供に係る通院、入院および面接の日数1日あたり20,000円（上限7日分）を助成します。	骨髄等の提供が完了した日から90日以内となります。（提供完了日を0日とし、90日目の日まで）		https://www.city.ageo.lg.jp/page/390576.html	健康増進課	774-1414
	若年がん患者在宅療養生活事業費助成金	若年がんの方が住み慣れた自宅等で安心して自ららしく生活ができるよう、在宅サービスを利用するとき	(1) 18歳以上40歳未満の者（小児慢性特定疾病医療給付制度の対象者を除く） (2) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、在宅療養生活への支援および介護が必要な者 (3) 他の制度において、同等の補助または給付を受けることができない者	在宅療養のためのサービス利用費（訪問介護、訪問入浴、福祉用具貸与と購入）の9割を助成します。（ただし上限額あり） そのほか、申請に必要な意見書作成料およびサービス調整支援費用を補助します。（ただし上限額あり）	助成金の交付の対象となる経費は、在宅療養サービス等の利用に係る利用者負担額です。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/363987.html	健康増進課	774-1411



補助金等一覧表

ジャンル	補助金等の名称	こんなときに	対象者	補助金等の内容	留意事項	市HP URL ※ある場合のみ	担当部署	担当(電話番号)
健康	がん患者アピアランスケア用品購入費助成金	がん治療に伴う外見の変化を補うためのアピアランスケア用品の購入をするとき	市内に在住する人でがんと診断され、その治療に起因する脱毛、乳房の切除、身体の欠損等に伴いアピアランスケア用品を購入した者	アピアランスケア用品購入に対して、①医療用ウィッグ、②補整具等について、それぞれ1回限り10,000円まで助成します。	令和7年4月1日以降購入分が対象で、申請期限は購入日より1年以内となります。	https://www.city.ago.jp/page/390280.html	健康増進課	774-1411
	高額療養費	上尾市の国民健康保険加入者が医療機関で高額な医療費の負担をしたとき	上尾市国民健康保険加入者	上尾市の国民健康保険加入者が医療機関で保険診療を受けた際、1か月の医療費の自己負担額が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた部分を「高額療養費」として給付します。 【補助金額】医療機関で支払った医療費の自己負担額が、世帯ごとの自己負担限度額を超える場合に、その超えた額 ※高額療養費の支給に該当する人には診療を受けた月の3か月後の中旬を目安に、市から支給申請書を送付しています(診療内容の審査などの理由により遅れることがあります)。ただし、高額療養費の支給申請が簡素化済みである世帯は申請書が送付されず、自動振り込みとなります。 ※月ごと(1日から末日まで)の受診について計算します。病院・診療所ごとに計算しますが、同じ病院・診療所でも歯科は別計算です。また、外来・入院も別計算になります(院外処方せんによる調剤は合算)。 ※以上の方法で計算した一部負担金が、同一世帯において複数ある場合、以下の方法で合算します。 (1) 70歳未満の人は、1つの医療機関で、1か月単位で計算した自己負担額が21,000円以上のものだけが合算対象になります。 (2) 70歳以上の人は、計算した自己負担額(2割、3割)のすべてが合算対象になります。	入院時食事自己負担額および資料、差額ベッド代などの保険適用外のものには計算の対象になりません。	https://www.city.ago.jp/page/35-kokuho-kougakuryouyouhi.html	保険年金課(国保給付担当)	782-6481
	出産育児一時金	上尾市国民健康保険加入者が出産したとき	上尾市国民健康保険加入者	上尾市国民健康保険加入者が出産したとき、出産育児一時金を給付します。 【補助金額】1児につき500,000円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は488,000円)	・妊娠12週以降の出産(死産・流産も含む)が支給対象となります。 ・1年以上加入していた健康保険資格喪失後6か月以内の出産の場合、前の健康保険からも出産育児一時金の支給を受けることができます(被扶養者であった場合を除く)。前の健康保険から支給を受ける場合は、上尾市からは給付を受けられません。 ・死産・流産の場合は、妊娠週数を記載した医師の証明書が必要です。 ・時効は、出産した日の翌日から起算して2年です。	https://www.city.ago.jp/page/035111032901.html	保険年金課(国保給付担当)	782-6481
	葬祭費給付費	上尾市国民健康保険の加入者が死亡したとき	上尾市国民健康保険加入者が死亡したとき、葬祭を行った者(喪主または施主)	上尾市国民健康保険の加入者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費を給付します。 【補助金額】50,000円	・社社に勤務していた人が退職し、国民健康保険に加入してから3か月以内に死亡した場合は、加入していた会社の保険から給付されます(国民健康保険組合の場合を除く)。 ・時効は、葬祭を行った日の翌日から起算して2年です。	https://www.city.ago.jp/page/35-kokuho-sousaihi.html	保険年金課(国保給付担当)	782-6481
	高額介護合算療養費	上尾市国民健康保険加入者が、年間の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったとき	上尾市国民健康保険加入者で、医療および介護の両保険に係る自己負担額がある世帯	上尾市国民健康保険加入者が、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費および高額介護(予防)サービス費の支給を受けることができる場合にはその額を除く。)を合計し、自己負担限度額を超えたときに、その超過分を給付します。 【計算期間】前年の8月1日から7月31日まで 【補助金額】計算期間中に支払った医療費および介護サービス費の合算額が、合算算定基準額を超えた場合に、超えた金額が支給されます。 合算算定基準額は7月31日時点での医療保険の所得区分が適用され、世帯の所得の状況によって決まります。 ※高額介護合算療養費の支給に該当する人には、3月ごろ(予定)に申請書(「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」)を郵送します。	・医療費のみ、または介護サービス費のみの世帯は対象となりません。 ・支給額が500円以下の場合、支給対象となりません。 ・計算期間中に加入している医療保険、または介護保険が変わった場合でも、各医療保険の医療費を合算して計算できる場合があります。	https://www.city.ago.jp/page/35-kokuho-kaigogotusan.html	保険年金課(国保給付担当)	782-6481
高齢者・障害者福祉	傷病手当金	上尾市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由により、給与の支払いを受けられなくなったとき	権限当時、上尾市国民健康保険加入者で、以下の条件を全て満たした者 (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染した疑いがある(以下のいずれかの場合等) ア 新型コロナウイルス感染症に感染した イ 悪寒しき(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等のいずれかがあ ウ 重症化しやすい人(高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患がある人。または透析や免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている人。)で発熱や咳などの軽い風邪の症状がある エ 高齢者等ではないが、発熱や咳など、軽い風邪の症状が続いている (2) 「業務外」の理由で新型コロナウイルス感染症等に感染した(労災に該当していない) (3) 療養のため、労務に服することができない。連続する3日間を含み4日以上休業した (4) 休業している間に、給与の支払い(全部または一部)がない	上尾市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由により、給与の支払いを受けられなくなった場合、傷病手当金を給付します。(令和5年5月7日以前までの感染が対象) 【対象期間】令和2年1月1日から令和5年7月7日まで ※ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで ※新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことから、令和5年5月8日以降の感染については傷病手当金の対象となりません。 ※傷病手当金の対象となりません。 【補助金額】(直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数 傷病手当金は、発熱等により労務に服することができなくなった日以後、4日目から支給されます。なお、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日が支給対象日数となります。	・新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことから、令和5年5月8日以降の感染については傷病手当金の対象となりません。 ・傷病手当金の支給対象となるのは、給与収入部分のみになります。 ・傷病手当金は、発熱等により労務に服することができなくなった日以後、4日目から支給されます。なお、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日が支給対象日数となります。 ・時効は、労務に服することが出来なくなった日ごとに、その翌日から2年になります。		保険年金課(国保給付担当)	782-6481
	上尾市地域介護予防活動支援補助金(通いの場づくり)	通いの場(参加者の多数が高齢者、誰でも参加可、要介護状態等となることの予防)を実施するとき	通いの場を実施する者であって次の要件に該当する団体・原則として13回以上/年度の開催 ・利用者登録10人以上(1開催当たり平均5人以上)	開催回数に応じた上限額を補助します。 (1) 13~24回は50,000円 (2) 25回以上は次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 当該事業を実施する施設の使用に要する経費(イおよびウにおいて「施設使用費」という。)が50,000円以下の場合 100,000円 イ 施設使用費が50,000円を超え、100,000円以下の場合 100,000円に当該超える額を加算して得た額 ウ 施設使用費が100,000円を超える場合 100,000円に当該事業を運営するために要する経費から施設使用費を控除して得た額を加算して得た額と150,000円とを比較していずれか少ない額	開催回数について、災害その他やむを得ない理由により当該回数が年12回以下となった場合においては、4,000円に当該回数を乗じて得た額となります。		地域支援室	775-4190
	上尾市地域介護予防活動支援補助金(訪問型サービス・活動B、B・D、D、通所型サービス・活動B)	(1) 訪問型サービス・活動Bを実施する事業を行うとき (2) 訪問型サービス・活動Bおよび訪問型サービス・活動Dを一体的に実施する事業を行うとき (3) 訪問型サービス・活動Dを実施する事業を行うとき (4) 通所型サービス・活動Bを実施する事業を行うとき	(1) 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う者 (2) 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う者または福祉有償運送の登録団体 (3) 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う者または福祉有償運送の登録団体 (4) 住民主体による要支援者を中心とした(利用者の半数以上が要支援者等)自主的な通いの場づくり	事業区分ごとに、事業開始や事業運営の経費を補助します。(金額は上限額) (1) 事業開始100,000円、事業運営は提供実績(1利用者30分400円) (2) 事業開始100,000円、事業運営は500,000円に加えて、提供実績(1利用者30分400円) (3) 事業開始なし、事業運営は300,000円 (4) 事業開始200,000円、事業運営は実施回数実績(年13~24回まで50,000円、年25回以上100,000円)	詳細については市のホームページに「上尾市介護予防・日常生活支援総合事業の手引き」を掲載していますのでご確認ください。 https://www.city.ago.jp/page/300585.html		地域支援室	775-4190
	成年後見人等報酬助成金	成年後見人等の報酬を負担することが困難なとき	次の経済的要件(1)(2)のいずれかに該当する者 (1) 生活保護を受給している (2) 次のアおよびイのいずれにも該当しており、成年後見人等の報酬を負担することが困難である ア 申請者および申請者が属する世帯のすべての構成員が市町村民税が非課税であること イ 報酬付与の審判が行われた日において預金および貯金総額が900,000円未満(施設入所・入院の場合は500,000円未満)であり、その他処分すべき資産がないこと	報酬付与の審判により決定した額で次を上限として助成します。 在宅者：月額28,000円 施設入所者：月額18,000円	住所地要件があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。 家庭裁判所による報酬付与の審判が行われた日の翌日から起算して90日以内に申請してください。 https://www.city.ago.jp/page/354122.html		【成年後見人が65歳以上】 地域支援室 【成年後見人が65歳未満】 障害福祉課(地域支援第一・第二担当)	【成年後見人が65歳以上】 775-4190 【成年後見人が65歳未満】 775-5122
上尾市外国人技能実習生等生活必需品購入費補助金	外国人技能実習生等(技能実習生または特定技能の在留資格を有する者)を雇用するとき	次の(1)(2)の両方に該当する事業所(法人) (1)外国人技能実習生等を採用し、生活必需品を新たに購入する予定の事業所 (2)上尾市内で介護サービスを行う事業所	生活必需品の購入および設置金額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と250,000円とを比較していずれか少ない額を補助します。	申請前に購入したものは対象となりません。また、購入は交付決定通知後となります。 補助事業により取得した生活必需品を5年以内に処分しようとする場合は、補助金の返還を命ずることがあります。 https://www.city.ago.jp/page/418629.html		高齢介護課(給付適正担当)	775-6473	
高齢者補聴器購入費助成金	障害者手帳の交付対象外の高齢者の難聴で、補聴器の購入をしようとするとき	次の(1)~(4)を全て満たすもの (1) 市内に住所を有する65歳以上の者 (2) 6分法で測定した両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、耳鼻科を標榜する医師が補聴器の必要性を認められている者 (3) 障害者自立支援法に基づく補装具費(補聴器)の支給を受けていない者 (4) 本制度により助成金の交付を受けたことがない者	医師から治療により回復の見込みがない加齢性難聴等であると診断され、補聴器の装用効果が高いと判断された左右いずれかの耳に装用するための補聴器本体1台分を上限20,000円が助成します。	・障害者手帳による交付対象者は助成対象外です。 ・医療機器認定の補聴器が対象で、試験期間の後に助成します。 ・購入前に見積書の提出が必要です。		高齢介護課(高齢者福祉担当)	775-5124	



補助金等一覧表

ジャンル	補助金等の名称	こんなときに	対象者	補助金等の内容	留意事項	市HP URL ※ある場合のみ	担当部署	担当 (電話番号)	
防犯・交通・防災 	防犯対策推進補助金	市内の店舗で公益財団法人全国防犯協会連合会が優良防犯電話として推奨する電話機を購入したとき	市内に住所のある概ね65歳以上で、単身や高齢者のみまたは日中に高齢者のみとなる者	電話機の購入のうち、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と10,000円とを比較していずれか少ない額を補助します。			交通防犯課	775-5138	
	犯罪被害者等見舞金	犯罪行為の被害により死亡したり、傷害を受けたとき	犯罪行為の被害により死亡した市民の遺族または、一定の傷害を受けた本人（交通事故による被害や親族間等の犯罪被害を除く）	遺族見舞金300,000円、傷害見舞金100,000円を給付します。		https://www.city.agoe.lg.jp/page/03611812701.html	交通防犯課	775-5138	
	空家除却補助金	昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上使用されていない空き家を除却（解体）したとき	空き家の所有者もしくは管理者、相続人等	対象費用の2分の1（上限は300,000円。1,000円未満は切り捨て）を補助します。ただし、市による調査で、対象空き家が「不良住宅」と判定された場合は、対象費用の5分の4（上限は500,000円）を補助します。				都市計画課	775-7629
	運転免許証自主返納者推進補助金	高齢で運転免許証を自主返納したとき	免許返納時に満75歳以上で、上尾市内に住所のある者	市内循環バス“ぐるっとくん”の乗車回数券24回分の進呈と、「運転経歴証明書」を取得した場合に、その交付手数料を補助します。			https://www.city.agoe.lg.jp/page/03612011201.html	交通防犯課	775-5138
	自転車用ヘルメット購入費補助金	自転車用ヘルメットを購入したとき	市内に住所のある、自分や2親等以内の親族の安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入した者	対象費用の2分の1（上限2,000円。100円未満は切り捨て）を補助します。			https://www.city.agoe.lg.jp/page/369888.html	交通防犯課	775-5138
	危険ブロック塀等撤去築造補助金	公衆用道路に面した危険ブロック塀の撤去及び、撤去後の生垣・フェンス等の築造を行うとき	補助対象事業を行う危険ブロック塀等の所有者	公衆用道路などに面した高さ80センチ以上の塀または門柱（ブロック塀、石造その他の組積造、方年塀）で、点検項目（高さが地盤面から2メートルを超えるもの、傾きやひび割れがあるなど）により危険ブロック塀と判断するものの撤去工事や、撤去後の生垣の設置またはフェンス等の築造工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 (1) 危険ブロック塀等の撤去：1平方メートル当たり7,000円または工事額のうち少ない額 (2) 生垣の設置またはフェンス等の築造1メートル当たり15,000円または工事費の2分の1のうち少ない額 ※(1)(2)ともに200,000円が上限です。 ※交付には条件があります。契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。	・施工依頼先は市内業者に限ります。		https://www.city.agoe.lg.jp/page/burokku-hojo.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490
	既存木造住宅耐震診断補助金	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断をするとき	・現対象の既存木造住宅に居住している者 ・補助金の交付を受けようとする者またはその2親等以内の親族が所有する住宅であること	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、専門家が行う耐震診断に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ※交付には条件があります。耐震診断の契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。 ※耐震診断に要した費用（1,000円未満切り捨て）補助限度額100,000円までとなります。	・在来組工法（木材の柱や梁で構造を支える方法）または枠組壁工法（ツー・バイ・フォー工法）の2階建て以下に限ります。		https://www.city.agoe.lg.jp/page/48-sindanhojo.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490
既存木造住宅耐震改修補助金	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修をするとき	・現対象の既存木造住宅に居住している者、当該住宅に居住することを予定している者 ・補助金の交付を受けようとする者またはその2親等以内の親族が所有する既存木造住宅に対して実施する耐震改修であること	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、専門家が行う耐震改修工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ※交付には条件があります。耐震改修工事の契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。 ※耐震改修に要した費用（住宅の床面積1㎡につき34,100円を限度）の23%（1,000円未満切り捨て）補助限度額600,000円までとなります。	・在来組工法または枠組壁工法の2階建てに限ります。 ・既存木造住宅が上部構造評定が1.0未満またはその基礎が安全でない診断された場合に限ります。 ・上部構造評定を1.0以上とするための耐震改修である場合に限ります。		https://www.city.agoe.lg.jp/page/48-kaisyuuhojo.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490	
家具転倒防止器具等設置補助金	家具転倒防止器具等を設置したいとき	65歳以上の者のみで構成される世帯、要介護3以上の方を含む世帯、身体障害者手帳1・2級を所持している方を含む世帯、療育手帳Aを所持している方を含む世帯、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方を含む世帯、市が必要と認めた方を含む世帯	地震等の発生時における家具の転倒、落下及び移動による事故を防止するため、家具転倒防止器具等を自ら設置することが困難である者に対し、当該施工を行う棟屋その他の居室から順次に敷設するまでの器具設置工事の実施に要する費用（家具転倒防止器具等の購入に要する費用を含む）について補助します。 ※交付には条件があります。器具設置工事の実施に要する費用（1,000円未満切り捨て）補助限度額10,000円までとなります。	・施工依頼先は市内業者に限ります。		https://www.city.agoe.lg.jp/page/394109.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490	
道路・河川・環境・住環境 	生活雑排水等処理施設設置事業補助金	排水の放流先が取れない場合の処理施設を設置するとき	居住用住宅に市で定める「土壌浸潤トレンチ」を設置する者	設置に要する費用の2分の1を補助します。（限度額90,000円、小型合併処理浄化槽設置補助を併用する場合は40,000円）	申請は、設置工事前に行うほか、申請した年度内に工事を完了し、実績報告書を提出してください。	https://www.city.agoe.lg.jp/page/39-zappaisuihojyokinn.html	生活環境課	775-6940	
	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	指定区域内の住宅用の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から小型合併処理浄化槽の入れ替えを行うとき	浄化槽処理促進区域（主に市街化調整区域で下水道計画がない地域）内で小型合併処理浄化槽への転換工事を行う居住者	設置のほか各種経費を加えた費用を補助します。（限度額 5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円、既存浄化槽等撤去費90,000円、配管費130,000円）	申請は、転換工事前に行うほか、提出期限は補助金の交付を受けようとする年度の1月末日です。また、実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了後30日を経過した日もしくは補助金の交付を受けようとする年度の2月末日のいずれか早い日です。	https://www.city.agoe.lg.jp/page/03921031001.html	生活環境課	775-6940	
	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	市内の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を受けさせたとき	市内に在住で、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を受けさせた者	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を受けさせた際の費用を補助します。（1頭あたり限度額 おす5,000円、めす9,000円）	申請は、手術を受けさせた日から30日を経過する日または当該手術が実施された日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までです。		https://www.city.agoe.lg.jp/page/361615.html	生活環境課	775-6940
	スズメバチ等駆除費補助金	スズメバチ・アシナガバチの巣を駆除したとき	スズメバチ等が営巣している建物の居住者、建物または土地の所有者または管理者（マンション、共同住宅、長屋を除く）	スズメバチ等の巣を駆除業者に委託して駆除した際の費用の2分の1（100円未満の額は切り捨て）を補助します。（1回あたり限度額 5,000円）	申請は、駆除に要した費用を支払った日から起算して30日を経過する日までです。		https://www.city.agoe.lg.jp/page/039120040101.html	生活環境課	775-6940
	民間建築物アスベスト対策事業補助金	建築物に吹き付けられたアスベストの調査をするとき	所有者・区分所有者の団体または管理者	補助対象建築物に対して実施する分析調査事業に要する経費の額で上限250,000円までを補助します。 ※交付には条件があります。契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。			https://www.city.agoe.lg.jp/page/48-asubesuto.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490
	家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金	家庭用生ごみ処理容器等を購入したとき	家庭用生ごみ処理容器等を購入した市内に居住する者の世帯。（電気式生ごみ処理機の購入費補助を受ける場合は、令和4～7年度に本補助金を受けていない世帯に限る。）	一般家庭から排出される生ごみの自然処理を促進し、ごみの減量化および堆肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等を購入した世帯に対し、購入費を補助します。補助金交付金額は、購入費の2分の1または上限額のどちらか低い額となります。 【上限額】電気式生ごみ処理機：20,000円、コンポスター：4,000円			https://www.city.agoe.lg.jp/page/389479.html	環境政策課	775-6925
	民間団体環境保全活動補助金	環境の保全及び創造に寄与する活動をするとき	上尾市環境推進協議会の会員のうち、主に市内で自然保護やリサイクル等の環境保全活動を行う市民・事業者団体（個人・事業者は除く。）	(1) 環境保全に関する実践活動事業、(2) 環境保全に関する普及啓発活動事業、もしくは(1)又は(2)の活動の推進に資する事業（地球温暖化、環境汚染等の調査研究など）と認められるものに活動費等を補助します。補助金交付金額は、対象経費の3分の1以内で市長の定める額となります。			https://www.city.agoe.lg.jp/page/037120070601.html	環境政策課	775-6925
	地域リサイクル収納庫購入事業費補助金	地域リサイクル事業を実施するために使用する資源物の収納庫を購入し設置したとき	固定設置型で耐用年数が3年以上ある資源物の収納庫を購入し設置した地域リサイクル事業の登録団体（前年度及び前々年度に本補助金を受けていない登録団体に限る。）	地域リサイクル事業を実施するに当たり、固定設置型で耐用年数が3年以上ある資源物の収納庫を購入し設置した場合、購入費用を補助します。補助金交付金額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額と10万円とを比較して、いずれか少ない額となります。	予算が限られているため、収納庫を購入する前に必ず環境政策課に相談してください。			環境政策課	775-6925
	住宅断熱改修奨励金	家の開口部の断熱（内窓設置など）や躯体の断熱（壁・床などの断熱材数設）といった断熱改修工事をしたとき	以下の条件に該当する人 ・市内に住所を有し、かつ居住している ・市税を滞納していない	○開口部（窓・ドア）の断熱改修は、1カ所あたり、サイズに応じた額 4㎡以上：25,000円 2.8㎡以上4.0㎡未満：17,000円 1.6㎡以上2.8㎡未満：11,000円 0.2㎡以上1.6㎡未満：7,000円 ○躯体（壁・床などの断熱材数設）の断熱改修は、施工部分の面積（平米）あたり1,600円	開口部の断熱改修は、国の先進的窓リノベ2026事業に登録されている熱貫流率が1.9 (W/m ² ・K) 以下の製品を使用すること。 躯体の断熱改修は、国のみらいエコ住宅2026事業に登録されている断熱材を使用すること。		ゼロカーボン推進室	775-7308	
	再エネ・省エネ対策推進奨励金	再エネ・省エネ機器を購入したとき	【個人】市内に住所を有し、かつ居住する者が、対象機器を設置・購入した者 【法人】市内に事業所を有する法人若しくは市内で事業を営む個人が、対象機器を市内の事業所に設置・購入した場合	環境への負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、自主的に再エネ・省エネ対策活動に取り組む市民・事業者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付します。奨励金交付金額は、購入・設置に要する費用の2分の1または上限額のどちらか低い額となります。 【上限額】太陽光発電システム（個人）：90,000円、家庭用蓄電池システム（個人）：50,000円、エネファーム（個人）：50,000円、ハイブリッド給湯機（個人）：30,000円、おひさまエココート（個人）：30,000円、電気自動車（個人・法人・個人事業主）：50,000円、燃料電池自動車（個人・法人・個人事業主）：50,000円、普通充電設備（個人）：10,000円、V2H充電設備（個人・法人・個人事業主）：50,000円、ZEH住宅等（個人）：100,000円				ゼロカーボン推進室	775-7308
	事業者向け省エネ設備等設置補助金	省エネ診断の結果を受け、自らの所有する事業所の既設設備を省エネ設備に交換するとき	市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人	省エネ診断を受け、LED照明または空調設備を省エネ機器に交換する事業者に対し、工事に要した経費の2分の1以内の額を補助します。（LED上限300,000円、空調上限500,000円）				ゼロカーボン推進室	775-7308
	事業者向け太陽光発電設備設置補助金	市内事業者が太陽光発電設備を設置したとき	【市内事業者】市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人であって、自ら費用を負担して太陽光発電設備を設置する者 【PPA事業者】PPA契約により、需要家（市内事業者であるものに限る。）の事業場の敷地内に太陽光発電設備を設置し、及び当該設備により発電した電力を当該需要家に供給するPPA事業者 【リース事業者】リース契約により、需要家（市内事業者であるものに限る。）の事業場の敷地内に太陽光発電設備を設置し、及び当該設備により発電した電力を当該需要家に供給するリース事業者	環境への負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、太陽光発電設備を設置する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。自己所有のほか、PPAやリース方式により設置する事業者にも補助金を交付します。PPA事業者およびリース事業者においては補助金交付額をPPA契約及びリース契約に係る料金から控除することが必要です。 【上限額】750,000円（購入・設置要する費用に2分の1を乗じて得た額と発電出力1kWあたり25,000円を乗じて算出した額とを比較していずれか少ない額）			ゼロカーボン推進室	775-7308	
雨水貯留施設設置等補助金	雨水を溜めて庭木の散水などに利用したいとき	市内に在住する人で自己の家庭用に供する雨水タンクを設置する方で、雨水タンクを常に良好に維持管理できる者	市販されている雨水タンクの購入、設置に要した費用の2分の1の額を補助します。（1世帯につき1年度2基まで・限度額30,000円）			https://www.city.agoe.lg.jp/page/052120082501.html	建設管理課	775-8597	

